

「令和 8 年度 徳島県建設人材育成優良企業表彰」

評価項目に関する補足説明（Q & A）

令和 8 年度の募集要項におきまして、評価項目である「賃上げ率」「休日体制」及び「年休取得実績」の取り扱いについて、以下のとおり補足・回答いたします。申請書類作成の際にご参照ください。

Q 1. 賃上げ率の算定対象となる従業員の範囲（誰を含めるか）を教えてください。

A 1. 原則として、自社で直接雇用するすべての従業員（正社員、無期雇用社員、契約社員、パート・アルバイト等）が対象となります。なお、具体的な扱いは以下の通りです。

- 対象となる方： 正社員、契約社員、パート・アルバイトなどの直接雇用者（短時間労働者含む）
- 対象外となる方： 役員（役員兼社員を含む）、派遣社員、業務委託スタッフ

Q 2. 「賃上げ率」はどのように算出・計算すればよいですか？

A 2. 今年度につきましては、以下のいずれかの方法で算出された数値を適用していただいて差し支えありません。申請書には使用した算出方法を明記してください。

継続雇用者の平均賃上げ率（推奨）： 前年度および当年度の双方に 1 年以上在籍している同一の継続雇用者全員の給与額（基本給または所定内給与※）の前年比伸び率

※所定内給与…基本給＋各種手当（扶養手当、住宅手当、役職手当、職務手当を含む）

（計算例）

- ・前年・当年の両方に 1 年以上在籍する 3 名（A 社員・B 社員・C パート）の給与合計を比較
- ・新入社員 D や退職者 E は除外して計算（特定の従業員の抽出・除外は行っておりません）

$$\text{賃上げ率} = \frac{\text{当年度（R 7）対象 3 名の給与計} - \text{前年度（R 6）対象 3 名の給与計}}{\text{前年度（R 6）対象 3 名の給与計}} \times 100$$

2. 給与等支給総額の増加率： 会社全体で支給した給与等支給総額（人件費）の前年度比増加率（国の「賃上げ促進税制」の算出方法に準ずる）

（計算例）

- ・新入社員や賞与（ボーナス）、パート等も含めた全社の人件費総額を比較

$$\text{賃上げ率} = \frac{\text{当年度（R 7）の全社人件費総額} - \text{前年度（R 6）の全社人件費総額}}{\text{前年度（R 6）の全社人件費総額}} \times 100$$

Q 3. 算定対象となる「給与」の範囲に、賞与（ボーナス）や残業手当は含まれますか？

A 3. 原則として、毎月決まって支払われる「基本給」または「所定内給与」をベースに算出してください。

賞与（ボーナス）や残業手当（所定外手当）、通勤手当等の実費弁償的費用は、業績や時期による変動が大きいとため、除外して計算することを推奨します。

ただし、「給与等支給総額（年額）」で算出される場合は賞与を含めても差し支えありません。

Q 4－1. 「休日体制（年間休日日数 105 日以上）」の評価基準について、年間休日数は正社員の基準のみで評価されるのでしょうか？

A 4－1. 年間休日数につきましては、主たる雇用区分（フルタイム正社員等）に適用されている就業規則上の「年間所定休日数（週休 2 日制の状況等）」を基準として評価します。

Q 4－2. 具体的にどのような条件であれば対象となりますか？

A 4－2. 主たる雇用区分（フルタイム正社員等）の就業規則・労働条件において「年間所定休日数が 105 日以上」と定められていることが条件となります。

- **対象範囲：** 会社全体に適用される就業規則等で規定された年間休日数を基準とします。
- **計算・確認方法：** 会社カレンダーや就業規則に記載された「年間所定休日（土日祝、年末年始、夏期休暇等の合計日数）」が 105 日以上となっているかを根拠とします。

Q 5. 「有給休暇実績（10 日以上）」の評価基準について、全員が 10 日以上取得していないと対象になりませんか？

A 5. 原則として、対象となる従業員 1 人あたりの「年間平均有給休暇取得日数が 10 日以上」であることを評価基準とします。

- 対象範囲： 自社で直接雇用するフルタイム正社員（契約社員等のフルタイム労働者を含む）
※パート・アルバイト等の短時間労働者は計算対象から除外して差し支えありません。
- 算出方法（平均取得日数）：

$$\text{平均取得日数} = \frac{\text{直近 1 年間にフルタイム正社員が取得した有休総日数}}{\text{フルタイム正社員の総人数}}$$

- 判定： フルタイム正社員の平均値が「10 日以上」を達成している場合に加点対象となります。
- 確認書類（事後確認時）： 有給休暇管理簿や賃金台帳等の平均値が確認できる資料の提出をお願いする場合があります。

Q 6. 特別休暇（育児・介護・慶弔・リフレッシュ休暇等）は評価の対象になりますか？

A 6. 法定の有給休暇に加え、就業規則に規定された独自の特別休暇制度（リフレッシュ休暇、バースデー休暇等）の有無や、直近における取得実績（育児休業取得実績等）も評価の加点要素となります。制度の有無だけでなく、実際の取得例がある場合は申請書類に併記してください。

【本件に関するお問い合わせ先】

徳島県 県土整備部 建設管理課 技術管理担当
TEL：088-621-2622